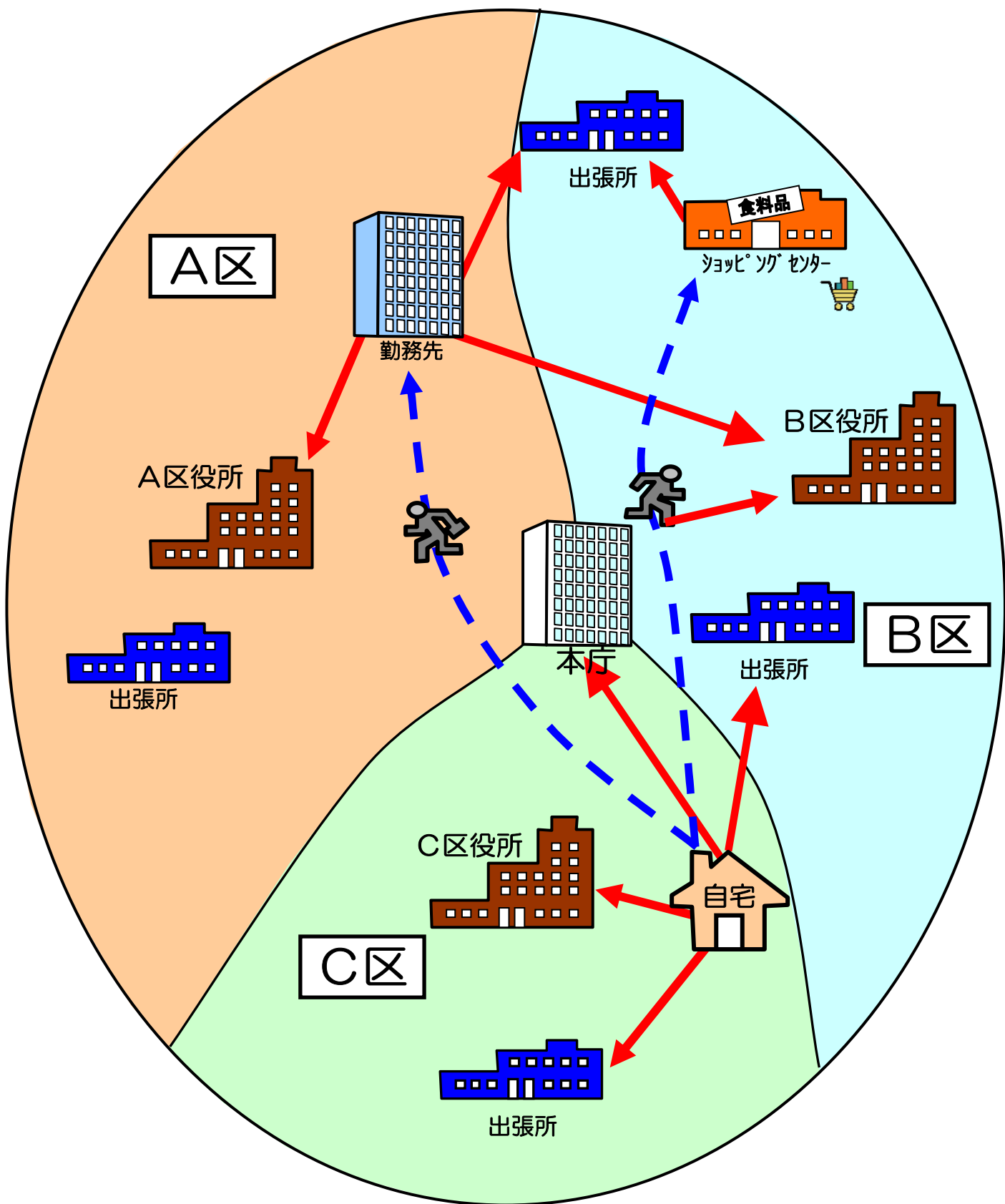


第 3 回熊本市行政区画等審議会
における質問関係資料

目 次

行政区画編成後の本庁、出張所と利用者のイメージ図・・・・・・・・・・	1
区役所・出張所はこんなときに利用します・・・・・・・・・・	2
政令指定都市移行後の主な窓口業務・・・・・・・・・・	3
先進政令指定都市区役所職員数・・・・・・・・・・	6
他都市における区役所出張所の機能・職員数・・・・・・・・・・	7
先進政令指定都市の「区バス」の運営状況・・・・・・・・・・	8
事務権限移譲関係・・・・・・・・・・	9
第2、3回熊本市行政区画等審議会における「行政区画の編成の検討に 当たっての基準の考え方」に関する主な意見・・・・・・・・・・	12
第2、3回熊本市行政区画等審議会における「区役所の位置の検討に 当たっての基準の考え方」に関する主な意見・・・・・・・・・・	14

行政区画編成後の本庁、出張所と利用者のイメージ図



居住地以外の区役所や出張所でも手続きが可能となります。
勤務先の近くで手続きをしたり、ショッピングセンターに行くついでなどにも手
続きが可能となります。

◎区役所はこんなときに利用します

引越するとき	転入届、転出届、転居届、国民健康保険の手続、児童手当の手続(転入した場合)
結婚するとき	婚姻届
子どもが生まれるとき	親子手帳の交付、妊婦健康相談、出生届、ひまわりカードの手続、国民健康保険の手続、出産育児一時金の手続
転校するとき	転入届の手続
20歳になったとき	国民年金加入手続
会社などを退職したとき	国民年金の手続
家族に不幸があったとき	死亡届
免許証を取得するとき	住民票、戸籍証明
車を買うとき	印鑑登録、印鑑証明、住民票
海外旅行をするとき	戸籍証明、住民票
家を建てるとき	印鑑登録、印鑑証明、住民票、所得・課税証明(ローンを組む場合)、住宅用家屋証明
家を借りるとき	住民票
医療費が高額だったとき	高額療養費の手続
満70歳以上になったとき	さくらカードの申請
介護サービスが必要となったとき	介護保険認定の申請
障がいのある方の場合	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付手続、特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の手続、さくらカードの手続きなど

○政令指定都市移行後の主な窓口業務

現在、市役所本庁・総合支所・市民センターで取り扱われている手続きが、今後も区役所で取り扱われることとなるほか、市役所本庁のみで行われていた多くの手続きが各区役所で取り扱われるようになります。ここでは主な窓口業務の一部をご紹介します。

(1) 戸籍・住民票・印鑑証明ほか

主な窓口業務	現在			政令市移行後
	市役所	総合支所	市民センター	区役所
戸籍・住民基本台帳	●	●	●	●
外国人登録及び証明	●	-	-	●
印鑑の登録及び証明	●	●	●	●
身分証明	●	●	●	●
死体埋火葬の許可	●	●	●	●
公的個人認証に係る事務	●	-	-	●
交通事故の相談窓口	●	-	-	●
防犯、交通安全に関する啓発、活動支援	●	-	-	●

(2) 国民健康保険・介護保険・福祉関係

主な窓口業務	現在			政令市移行後
	市役所	総合支所	市民センター	区役所
市営桃尾墓園の使用許可申請書受付	●	-	-	●
改葬許可申請受付及び許可証の交付	●	●	-	●
国民健康保険への加入・脱退・変更受付	●	●	●	●
国民健康保険証の再交付	●	●	-	●
国民健康保険料の軽減及び減免申請	●	●	-	●
国民健康保険料の納付	●	●	●	●
国民健康保険の納付相談	●	-	-	●
国民健康保険の給付受付・相談 (療養費、高額療養費、特定疾病、出産一時金及び葬祭費等)	●	●	-	●
老人医療の資格取得(退職者を除く)・喪失届の受付、住所変更、法定免除	●	●	●	●
老人医療の受給資格喪失届の受付	●	●	●	●
後期高齢者医療制度に係る申請の受付及び被保険者証の交付	●	●	-	●
国民年金の資格に関する諸届出の受付	●	●	●	●
国民年金保険料の免除等に関する申請受付	●	●	-	●
国民年金受給に関する相談・受付	●	●	-	●
社会保険事務所への報告事務	●	-	-	●
災害援護資金貸付申請受付	●	-	-	●
災害弔慰金・見舞金申請受付	●	-	-	●
罹災証明の発行	●	-	-	●
介護保険制度に関する相談・受付 (要介護認定申請、介護保険料の減免等)	●	●	-	●
介護保険被保険者証の住所その他届(変更)の受付、死亡者の保険証改修、受給証明書交付	●	●	●	●
金婚夫婦表彰受付	●	●	●	●
さくらカードの交付等	●	●	-	●
福祉タクシーの受付・交付	●	●	-	●
障がい者住宅改造助成事業の申請受付	●	-	-	●
福祉電話・緊急通報システムの受付	●	-	-	●
身体障害者手帳の受付	●	-	-	●
療育手帳の受付	●	-	-	●
特別児童扶養手当の受付	●	●	-	●
障害児福祉手当・特別障害者手当の受付	●	●	-	●
重度心身障害者医療費助成の受付	●	●	-	●

（２）国民健康保険・介護保険・福祉関係

主な窓口業務	現在			政令市移行後 区役所
	市役所	総合支所	市民センター	
精神障害者福祉手帳の受付	●	-	-	●
自立支援医療（精神通院）の申請受付	●	-	-	●
日常生活用具給付	●	-	-	●
自立支援給付の申請受付（更生医療、介護給付、訓練等給付）	●	-	-	●
補装具給付	●	-	-	●
生活保護の相談・受付	●	●	-	●
子どもに関する相談	● （本庁、保健所）	-	-	●
児童手当住所・氏名等変更届の受付（住民異動と同時の変更届）	● （本庁、保健所）	●	●	●
児童扶養手当（ひとり親家庭医療費助成、母子家庭自立支援給付金）	● （本庁、保健所）	●	-	●
ひとり親家庭児童訪問援助事業の受付	● （本庁、保健所）	-	-	●
母子寡婦福祉資金貸付金受付	● （本庁、保健所）	-	-	●
産後ホームヘルプサービスの受付	●	-	-	●
特定不妊治療費助成	●	-	-	●
未熟児養育医療の受付	●	-	-	●
障害者自立支援医療（育成医療）の受付	● （本庁、保健所）	-	-	●
小児慢性特定疾患治療研究事業の受付	● （本庁、保健所）	-	-	●
助産申請受付	●	-	-	●
母子生活支援施設入所申請受付	●	-	-	●
保育園の入退所	●	-	-	●
幼稚園の入園案内	●	-	-	●

（３）市税関係

主な窓口業務	現在			政令市移行後 区役所
	市役所	総合支所	市民センター	
個人市民税申告書の受け付けに関すること	●	-	-	●
法人市民税申告書の受け付けに関すること ※区役所で新規に取り扱う業務	●	●	-	●
固定資産税に関すること（土地・家屋）	●	●	-	●
固定資産税関係諸届	●	●	-	●
償却資産申告書の受け付けに関すること ※区役所で新規に取り扱う業務	●	●	-	●
固定資産税・土地・家屋評価等縦覧簿の縦覧 自己の固定資産税台帳の閲覧	●	●	-	●
軽自動車に関すること	●	●	●	●
原付・小型特殊の標識の交付	●	●	●	●
住宅用家屋証明	●	●	-	●
税証明	●	●	●	●
納付	●	●	●	●
納付相談	●	-	-	●

(4) 環境・産業関係

主な窓口業務	現在			政令市移行後
	市役所	総合支所	市民センター	区役所
公害関係の苦情・相談受付	●	●	-	●
花苗生産配布・記念樹配布	●	-	-	●
ごみ出しルール及びごみ減量・リサイクルの啓発	●	●	-	●
再生資源集団回収助成金交付申請受付	●	-	-	●
家庭用生ごみ処理機及び堆肥化容器購入助成申請受付	●	-	-	●
ごみ出し、収集の苦情・相談受付	●	●	-	●
ごみステーションの苦情・相談	●	●	-	●
ごみステーションの・設置届出受付、ごみカレンダー等の配布	●	●	●	●
し尿くみ取り異動届受付業務	●	●	●	●
へい死動物受付	●	●	-	●
町内一斉清掃受付	●	●	-	●
法定外公共物の新設改良及び維持管理	●	●	-	●
農業集落排水事業	-	-	-	●
土地改良事業	●	●	-	●
畜産団体の育成及び連絡調整	●	-	-	●
農道・排水路・除草等相談	●	●	-	●
農業関係証明	●	●	-	●
農振関係相談	●	●	-	●
就農関係相談	●	●	-	●

(5) 土木・建設関係

主な窓口業務	現在			政令市移行後
	市役所	総合支所	市民センター	区役所
公園の運動施設・茶室貸出及び使用許認可事務	●	-	-	●
土木センター業務（道路、公園等）に関する相談受付	●	-	-	●
各土木センターの連絡	●	-	-	●

(6) 市民生活関係

主な窓口業務	現在			政令市移行後
	市役所	総合支所	市民センター	区役所
町内自治会及び校区自治協議会等に関すること	●	-	-	●
地縁による団体の認可	●	-	-	●
地域コミュニティセンターの運営	●	-	-	●
地域公民館活動の支援	●	-	-	●
合併証明の発行、住居表示証明書・申請受付	●	●	●	●
市の境界及び行政区画の相談	●	-	-	●

(7) 教育関係

主な窓口業務	現在			政令市移行後
	市役所	総合支所	市民センター	区役所
児童生徒の就学手続きに関すること（住民異動と同時の学校指定）	●	-	-	●

先進政令指定都市市区役所職員数

都市名	人口（人）			②区面積 （k㎡）	人口密度 （①人/②k㎡）	職員数			職員一人当たり （①人口/③職員）	
	市全体	①区				市全体	区役所全体	③区役所 （支所等を除く）		
合併特例法以降の政令指定都市	さいたま市 （10区） 小区役所制	大	南区	166,674	13.89	11,999.57	9,242	1,567	169	986
		中	岩槻区	108,976	49.16	2,216.76		156	699	
		小	西区	82,342	29.14	2,825.74		17.0%	121	681
	静岡市 （3区） 小区役所制	大	葵区	262,764	1,073.32	244.81	6,443	433	122	2,154
		中	清水区	252,505	265.56	950.84		132	1,913	
		小	駿河区	208,055	72.89	2,854.37		6.7%	155	1,342
	堺市 （7区） 小区役所制	大	北区	155,280	15.58	9,966.62	5,955	967	150	1,035
		中	西区	133,615	28.62	4,668.59		136	982	
		小	美原区	39,249	13.24	2,964.43		16.2%	89	441
	浜松市 （7区） 大区役所制	大	中区	241,355	43.93	5,494.08	6,092	1,509	314	769
中		南区	101,229	47.55	2,128.90	126		803		
小		天竜区	41,128	943.86	43.57	24.8%		172	239	
新潟市 （8区） 大区役所制	大	中央区	179,784	37.42	4,804.49	7,818	1,595	242	743	
	中	秋葉区	77,050	95.38	807.82		193	399		
	小	南 区	48,054	100.83	476.58		20.4%	170	283	
岡山市 （4区） 大区役所制	大	北区	295,325	451.03	654.78	5,978	884	300	984	
	中	中区	138,949	51.24	2,711.73		132	1,053		
	小	東区	96,718	160.28	603.43		14.8%	138	701	
北九州市 （7区） 大区役所制	大	八幡西区	260,070	83.04	3,131.86	9,185	2,164	385	676	
	中	門司区	108,677	73.37	1,481.22		258	421		
	小	戸畑区	63,714	16.66	3,824.37		23.6%	222	287	
政令指定都市	福岡市 （7区） 大区役所制	大	東区	274,481	67.26	4,080.90	9,711	2,461	396	693
		中	博多区	195,711	31.47	6,218.97		400	489	
		小	城南区	128,663	16.02	8,031.40		25.3%	256	503

都市名	区数	区平均		区役所 機能 (大・小)	出張所等							
					名称	数	出張所機能		名称	数	出張所機能	
		人口	面積				証明	届出			証明	届出
札幌市	10	188,088	112.11	大	出張所	2	○	○	まちづくりセンター	89	○	△
					職員：5、嘱託：1				職員：1、嘱託：2			
仙台市	5	205,020	156.71	大	総合支所	2	○	○	証明書発行センター	12	○	×
					職員：70、嘱託：数名				職員：0、再任用・嘱託・臨時：3～6			
さいたま市	10	117,631	21.75	小	支所	16	○	○	市民の窓口	9	○	△
					職員・再任用：4～9				職員・再任用：4～9			
千葉市 ※1	6	154,053	45.35	小	市民センター	13	○	○	連絡所	6	○	×
					職員：2～9、再任用・嘱託：数名				職員：1、嘱託：数名			
横浜市	18	198,868	24.30	大	行政サービスセンター	13	○	×				
					職員・再任用：1～2、嘱託：5～11							
川崎市	7	189,573	20.62	大	区民センター等	6	○	○	行政サービスセンター等	8	○	×
					職員：12～21、再任用・嘱託：数名				職員：1、嘱託：数名			
新潟市	8	101,731	90.76	大	出張所	14	○	○	連絡所等	22	○	△
					職員：6～15、嘱託：2～6				職員・再任用：0～4、嘱託：1～18			
静岡市	3	241,108	470.59	小	支所	4	○	○	届出・証明コーナー	20	○	△
					職員：6、嘱託：数名				職員：0～1、嘱託：1～2			
浜松市	7	112,329	215.88	大	地域自治センター	10	○	○	市民サービスセンター	44	○	△
					職員：7～33、再任用・嘱託：1～7				職員：2、嘱託：数名			
名古屋市	16	138,441	20.40	小	支所	5	○	○	サービスセンター	2	○	×
					職員：24～45、再任用・嘱託：5～8				職員：2、嘱託：4			
京都市	11	134,074	75.26	小	支所	3	○	○	出張所	16	○	△
					職員・嘱託：150				職員・嘱託：8			
大阪市	24	109,534	9.25	小	出張所	5	○	○	サービスコーナー	3	○	×
					職員：3～4、再任用・嘱託：8～13				職員：1、再任用・嘱託：7			
堺市	7	119,679	21.43	小								
神戸市	9	169,488	61.35	小	出張所	2	○	○	サービスコーナー等	2	○	△
					未回答				未回答			
岡山市	4	174,043	197.48	大	支所	3	○	○	地域センター等	13	○	○
					職員：28～32、嘱託：数名				職員：1～6、嘱託：数名			
広島市	8	144,299	113.13	大	出張所	12	○	○	連絡所	6	○	×
					職員：3～10、嘱託：0～1				嘱託：1			
北九州市 ※2	7	141,932	69.67	大	出張所	9	○	○	行政サービスセンター	2	○	×
					職員：9、嘱託：1				嘱託：6～8			
福岡市 ※3	7	200,183	48.66	大	出張所	2	○	○	証明サービスコーナー	1	○	×
					職員：14～30、嘱託：4～11				職員：3人、嘱託：数名			

※1：千葉市は、出張所等に加え、自動交付機11ヶ所で、証明書交付を行っている。

※2：北九州市は、出張所等に加え、郵便局2ヶ所、自動交付機2ヶ所で、証明書交付を行っている。

※3：福岡市は、出張所等に加え、郵便局35ヶ所で、証明書交付を行っている。

※届出の欄の△の出張所等は、届出書の預かりで対応

先進政令指定都市の「区内循環バス」の運営状況（平成20年度）

さいたま市

	西武バス	国際興業	東武バスエイト	市全体
区	西区	見沼区 桜区、南区	北区、岩槻区	6区
一日あたりの便数 (1区当たり平均)	22 便 (22便)	68 便 (22.7便)	46 便 (23便)	136 便 (22.7便)
利用者数	計 (人) 44,596 人	131,363 人	94,790 人	270,749 人
一便当たり (人)	8.3 人	8.0 人	8.5 人	8.3 人
補助金	25,903,124 円	65,440,637 円	62,068,702 円	153,412,463 円
収支状況	収支率 26.4 %	25.6 %	26.6 %	26.1 %

新潟市

	新潟交通 (株)	新潟交通 観光バス (株)	市全体
区	北区、東区、西区	江南区、秋葉区、 南区、西蒲区	7区
一日あたりの便数 (1区当たり平均)	41 便 (13.7便)	61 便 (15.3便)	102 便 (14.6便)
利用者数	計 (人) 37,740 人	95,153 人	132,893 人
一便当たり (人)	3.7 人	4.3 人	4.0 人
委託料	47,500,000 円	60,900,000 円	108,400,000 円
収支状況	収支率 13.8 %	17.7 %	15.7 %

8 堺市

	南海バス
区	6区 (美原区は含まず)
一日あたりの便数 (1区当たり平均)	21 便 (4.2便)
利用者数	計 (人) 77,838 人
一便当たり (人)	8.3 人
負担金	58,099,058 円
収支状況	収支率 11.5 %

※1 収支率＝運賃収入÷市負担金

静岡市

		しずてつ ジャストライン (株)	
区		駿河区	清水区
一日あたりの便数 (1区当たり平均)		18 便 (18便)	19便 (19便)
利 用 者 数	計 (人)	18,311 人	35,274人
	一便当たり (人)	4.2 人	5.3人
収 支 状 況	負担金・委託料	負担金 2,500万円	委託料 1,856万円
	収支率	- %	- %

※2 駿河区、清水区路線は現在試験運行中。

駿河区：H21.4.1～11.30実績 清水区：H20.10.1～H21.3.31実績

■ 事務権限移譲の協議対象となる事務数

H21.10.27時点

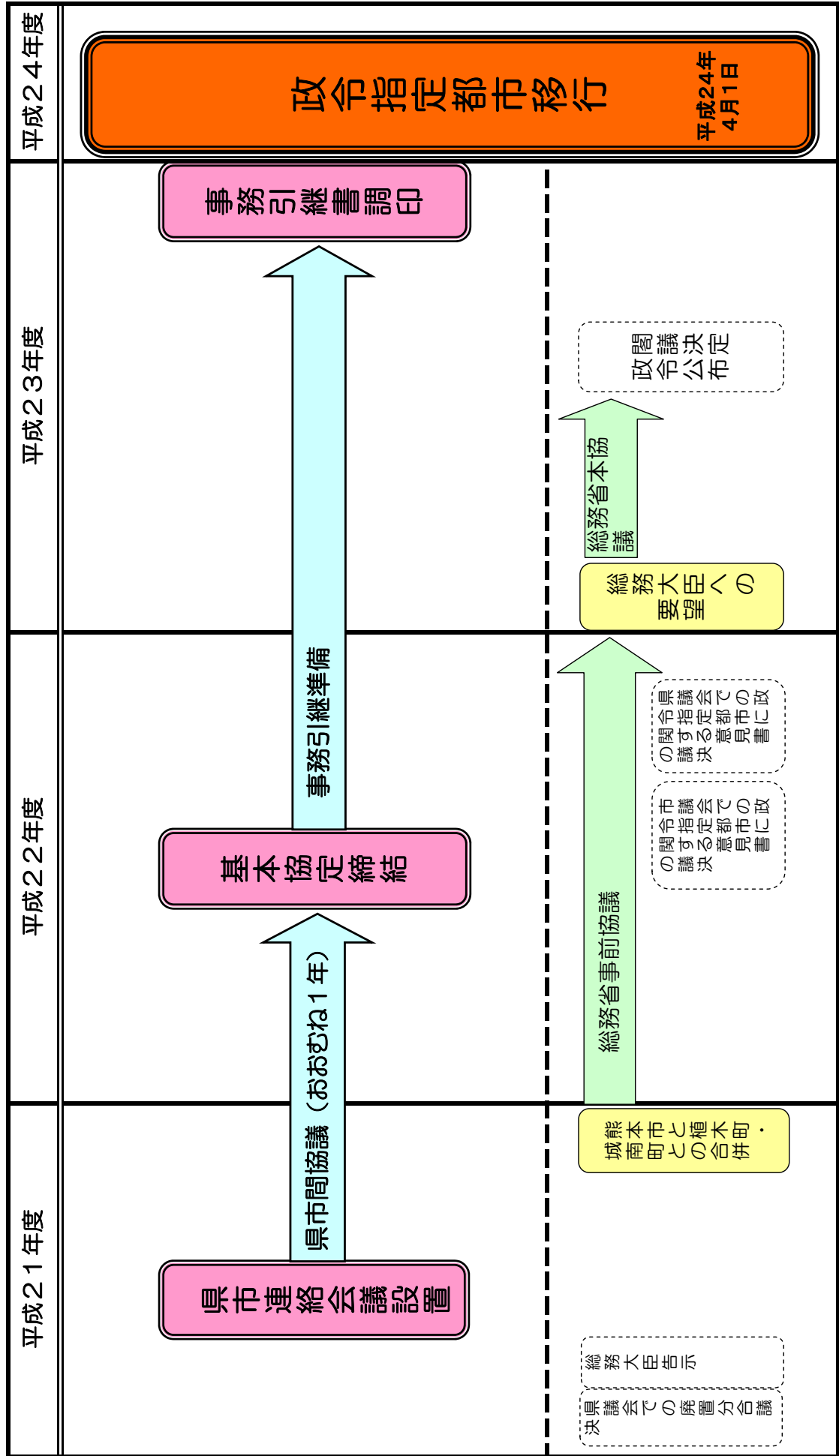
分科会	移譲区分	法令必須	法令任意	要綱・通知等	事務処理特例条例等	分科会ごとの合計
総務		16	2	8	16	42
地域振興		7	0	5	0	12
健康福祉		20	3	50	9	82
環境生活		3	1	1	6	11
商工観光労働		2	4	3	3	12
農林水産		1	0	0	9	10
土木		54	16	22	29	121
教育		17	1	22	10	50
移譲区分ごとの合計		120	27	111	82	340
※項目数(現段階での見込み)						1,000～1,500

※事務数は現時点での調査に基づくもの。
 ※項目数については、今後の県市協議の中で、根拠法令の条項等を精査するうえで整理することとなる。
 ※県単独助成事業については、今後の協議を踏まえて別途整理する。
 ※児童相談所関係の事務権限移譲については、県市間で別途協議が進められている。

■ 事務権限移譲の協議対象となる主な事務

移譲区分	内 容
法令必須	法令上、政令指定都市が行うこととされている事務 ○ 地方公務員災害補償基金に関する事務(総務) ○ 精神保健福祉センターの設置に関する事務(健康福祉) ○ 発達障害者支援に関する事務(健康福祉) ○ 特定周辺整備地区の指定等に関する事務(環境生活) ○ 大規模小売店舗立地に関する事務(商工観光労働) ○ 卸売市場に関する事務(農林水産) ○ 道路(国・県道)の路線認定、新築・改築、維持・管理等に関する事務(土木) ○ 公共土木施設(河川、砂防整備、道路、下水道、公園)災害復旧に関する事務(土木) ○ 県費負担教職員の任免及び給与の決定に関する事務(教育) ○ 文化財保護法に規定する届出の受理等に関する事務(教育)
法令任意	法令上、政令指定都市が行うことができることとされている事務 ○ 地方精神保健福祉審議会の設置(健康福祉) ○ 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置に関する事務(健康福祉) ○ 中心市街地活性化に関する事務(商工観光労働) ○ 一級河川(指定区間内)及び二級河川の管理等に関する事務(土木)
要綱・通知等	国の要綱・通知等で政令指定都市が行うこと、もしくは行うことができるとされている事務 ○ 大規模土地取引に係る事前指導に関する事務(地域振興) ○ 療育手帳の交付に関する事務(健康福祉) ○ 精神保健医療費の支給認定等に関する事務(健康福祉) ○ 連続立体交差に関する事務(土木)
事務処理特例条例等	法令、条例等により県が実施することとされている事務で、政令指定都市が実施することが可能と考えられる事務(市への移譲の際は「熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」で規定される必要があるもの)、法令で実施主体についての明確な区分がないもの等 ○ 特定非営利活動法人の設立及び定款変更の認証に関する事務(総務) ○ 特別児童扶養手当の認定、支給等に関する事務(健康福祉) ○ 旅券(パスポート)の申請受付・交付等に関する事務(商工観光労働) ○ 農地転用の許可等に関する事務(農林水産) ○ 都市公園の管理、改築、修繕等に関する事務(土木)

事務権限移譲スケジュール(案)



第2、3回熊本市行政区画等審議会における「行政区画の編成の検討に当たっての基準の考え方」に関する主な意見

主な意見
浜松市で一番人口が小さい天竜区が人口が4万1千人、しかし区役所の定数は291人である。、たぶん天竜区はいくつもの小さい中山間地の町村が合併であるため集落が点在していて、且つ支所も配置しなければならないということがあり、地域の事情もあるだろうが、片方で数字だけを見れば人口4万1千人のところに291人も配置する必要があるのか？という疑問はある。
まず、熊本市をいくつの区にするのかというのが先決だと思う。
区割りは、人口だけではいけないと思う。地域のサービスを今以上にやるというのが基本である。それに面積や人口等を加味して、総合的に地域の人たちに素晴らしい区役所が出来たと言われるものを作るべきである。法定協の協議事項を十分に活かしてもらいたい。
郡の成り立ちは地形・地物というのも大きかったのかもしれないが、歴史性や繋がりなども含めて区割りを考えていく必要がある。
区割りをした場合に、既存のバス路線では不便だというようなときには、区域内を循環するコミュニティバスなどの新たな交通手段も検討する必要がある。
熊本市において、コミュニティを作る際に、白川などの地形が作用しているというのは何かあるか。 ⇒白川全部ではないが、黒髪から託麻方面にかけては白川を境に龍田小学校区或いは託麻校区に分かれている。中心部ではなかなかそういうわけにもいけないので、子飼橋上流ぐらいまではコミュニティが分かれているという地域がある。また、金峰山系、本妙寺山系の頂上付近の境に花園校区と旧北部校区というのが分かれているというような実例は部分的にはある。
現在中学校の場合に小学校区を分断しているところがあるが、今後はどうなるのか。 ⇒区の設置においては小学校区は分断しない。
小学校については分断は考えないということで安心したが、中学校区について、2つある。例えば藤園中学校は五福、慶徳、城東の全域が含まれるためまったく問題ないだろうと思う。そういう学校が21校ある。そういうところは分断しないでいただきたい。青少年育成やいろんなコミュニティ関係で中学校区で活動しているため途中で間に線が入るようなことはないようお願いしたい。 小学校区によって例えば白川中学校を見ると白川と大江は全域行けるが、白山の一部が来る。白山のもう一部は出水に行く。その辺で線を引かれた時に中学校区の見直しというのは出てくる可能性がある。だからそこを最小限に抑えるような方法の配慮をできたらと思う。
城南町では要望書の提出や法定協議会でも「城南町と富合町と一つの区域で区役所設置を」要望が出されている。次の項目の地形とか地物というようなものも踏まえてこの要望を是非お聞きいただきたい。これは富合の方からも出たが、若干ニュアンスが違う。
城南町から要望書が提出されたが、富合は富合の考え方がある。じっくり意見交換して、話し合いをしてもらいたいと思う。富合の方は去年の10月6日に熊本市になりそういう決議をする期間もなかった。ただ一熊本市としての富合町であるため、そういう点も十分考慮に入れていただかないと、昨日の新聞を見てもあれ？というように感じに率直に思ったわけである。城南とどうのこうのとは言わないが、そこだけははっきり意見交換をしていただかないといけないと思うので、特にその点はよろしく願いたい。
区が大きくなった場合の出張所の業務を、市民の利用ニーズの高い窓口サービスという比較的抽象的な表現になっているが、区役所と出張所の業務分担、つまりある程度区域が大きくなった時に出張所をどう設けてその出張所はどれだけの住民サービスをするかということが、ある程度見えてこないとなかなか区割りがしにくい。

主な意見
人口の目安についてはこれでいいと思うが、前回の時に地形・地物及び交通問題の説明があったが、その中で町民が合併してよかった、政令市になってよかったと言えるようなそういう都市づくりをするためには難しい点もある。
それぞれ皆さん住民の利便性を下げない、なおかつ新しい都市として効率的な行政制度を作っていくということで真剣に論議されている。
今回出されている基準づくりということをふまえて、この基準は利便性を下げない、また行政効率、あるいは都市の発展性を含めた形でどこかの妥協線を見つけ出すのが、今後具体的に案を考えていくにあたって基本的な線であると思う。基本的にはこのルールに基づきながら原則的にやっていくことを決めることが、重要なポイントではないかと思う。
今回基準をここで確認することに関しては、大区役所という前途もあってそれに見合う原則としての基準としては、今回提示されているものはなかなかいいのではないかと思う。具体的にどういうふうに例外を検討しなければならないということであればこれは具体的に線引きの中で考えればいいことであって、まず、原則を決めなければ次に行けない。
人口要件だが、10～15万で約30%、15～20万で21.6%ということで、これでは5割となっているが、これは重要と言うか、根拠のある数字だと思う。

第2、3回熊本市行政区画等審議会における「区役所の位置の検討に当たっての基準の考え方」に関する主な意見

主な意見
区割りや区役所の位置を検討するに当たっては、単に人口がどうか地図上の面積とか人口とか数字だけでは測れない、住みやすく、暮らしやすくなるのが目的である。既存政令指定都市の移行後のアンケート等があれば参考にしたい。
既存施設の活用を最大限してほしい。熊本市の場合、市民センターでは、住民にとってもいろいろなことがそこで出来るということがインプットされている。高齢者は、新しいところになると動揺されることもあるので、なるべく今の市民センターを最大限活用する方向でお願いしたい。それから植木を見たけれども、素晴らしい建物であり、あれをおいて違うのを作るというのは考えられないと思う。⇒既存の市民センターは執務スペースが小さいので、区役所に利用するには施設を改修する必要がある。併設の公民館施設を執務スペースにするのは市民の納得が得られない可能性がある。
新しい区役所ができるころはどうしても中心性を持っていくような場所になっていくんだろうと思う。逆に言えばこれまで市町村合併、あるいは県事務所の移転などもそうだが、妙に空いているところに持っていったおかげで町が壊れてしまったとか、こういうことも現実にはおこっている。将来の区の発展に資するような場所、やはり一つ一つの区の有りを考えながらその中で一番ベターな場所に区役所を設置する視点も大事である。
地図を見ていると、市の中心部に人口が集中しているので、周りはすごく人口が少ない。ということになると、住んでいる所からすごく遠いところに区役所ができることも考え合わせて、業務内容、あるいは住民サービスの内容も考えていただかないと、中心部は近いところの利便性があるところに区役所ができるけれども、周りはすごく距離があるといった場合、その住民サービスについても考慮していただきたい。
人口密度が比較的低い地域の利便性も良く考えなければならない。
すごく遠いところに区役所ができるからその利便性をというお願いをしたいと思う。人口割で区割りをされるなら、広い地域に区役所が1箇所しかできないということでその住民サービス低下を懸念する。
区役所の役割、出張所の役割がどういうものなのか。これまでは熊本市の本庁や北部総合支所等があったが、それがどのように変わっていくのか。明確に説明してほしい。
住んでいる人は、区役所ができて今より不自由にならなければ良いと思っている。大区役所制になったら、どの区役所に行ってもいろいろな手続きが可能だといわれるが、その手続きの中身についてどういうところまでが可能なのかを出してもらった必要がある。
移動に時間がかかるとか、交通便が悪いとかそういう場合に日常的な行政サービスを受けるために区役所まで行かなければならないのか、それとも出張所があって出張所がこういう仕事をしてくれるとか、その区分けの議論が整理されていない。
他の区役所で利用できるということと一つの区中で区役所を中心にいろいろな出張所とかがどういう関係になってどういうサービスが提供できるか、これをちゃんと説明していただきたい。